

# 地球温暖化対策実行計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年7月

かずさ水道広域連合企業団

# 目 次

<b>第 1 章 基本的事項</b>	・ ・ ・ ・ ・	<b>1</b>
1 計画の目的	・ ・ ・ ・ ・	1
2 計画期間	・ ・ ・ ・ ・	1
3 削減対象とする温室効果ガス	・ ・ ・ ・ ・	1
4 計画の対象範囲	・ ・ ・ ・ ・	1
<b>第 2 章 温室効果ガス排出量の把握</b>	・ ・ ・ ・ ・	<b>2</b>
1 総排出量	・ ・ ・ ・ ・	2
2 活動別排出要因	・ ・ ・ ・ ・	3
<b>第 3 章 削減の目標</b>	・ ・ ・ ・ ・	<b>4</b>
1 直接排出量の削減	・ ・ ・ ・ ・	4
2 間接排出の削減	・ ・ ・ ・ ・	4
<b>第 4 章 具体的取組</b>	・ ・ ・ ・ ・	<b>5</b>
1 直接排出抑制に関する取組	・ ・ ・ ・ ・	5
2 間接排出抑制に関する取組	・ ・ ・ ・ ・	6
<b>第 5 章 計画の推進</b>	・ ・ ・ ・ ・	<b>7</b>
1 推進体制	・ ・ ・ ・ ・	7
2 点検・見直し	・ ・ ・ ・ ・	7
3 職員の研修	・ ・ ・ ・ ・	8
4 公表	・ ・ ・ ・ ・	8

# 第 1 章 基本的事項

## 1 計画の目的

地球温暖化は、産業活動等によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が上昇し、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることで地球表面の温度が上昇する現象です。

気温の上昇は、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行などをもたらすことが懸念され、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっています。

このようななか、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が平成 11 年 4 月から施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務について明らかにするとともに、地方公共団体に対しては「温室効果ガスの抑制のための実施計画」の策定が義務付けられました。

また、国の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）における中期目標では、令和 12 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 26%削減とすることが掲げられました。

これらのことから本計画は、かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）が事務・事業活動で排出する温室効果ガスについて、その抑制に取組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とするものです。

## 2 計画期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を対象とし、必要に応じ適宜見直しを実施します。

## 3 削減対象とする温室効果ガス

対象となる 7 種類の温室効果ガスのうち、把握が可能な二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び HFC とし、CO<sub>2</sub> 換算値により管理を行います。

## 4 計画の対象範囲

計画の対象範囲は広域連合企業団が行う全ての事務及び事業とします。

## 第2章 温室効果ガス排出量の把握

### 1 総排出量

広域連合企業団は平成31年4月に君津地域4市(木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市)の水道事業及び旧君津広域水道企業団が事業統合し、新たに発足した水道事業体です。これまでは各団体で温暖化対策に取り組んでおりましたが、新団体としての実態を把握する必要があるため、令和元年度及び令和2年度の事業活動の実績について、温室効果ガス排出量の算定を行いました。

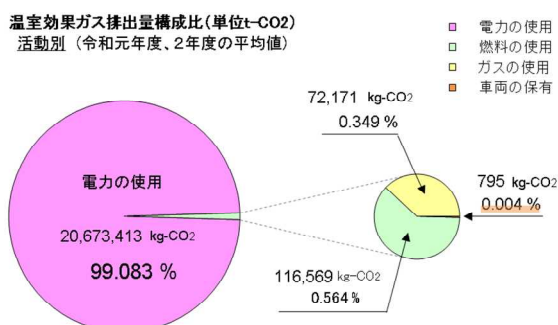
以下に温室効果ガス総排出量を示します。

なお、算出値は事業統合に伴うばらつきを考慮し、令和元年度及び令和2年度の平均値としました。

温室効果ガス排出量 (kg-CO<sub>2</sub>、令和元年度、令和2年度の平均値)

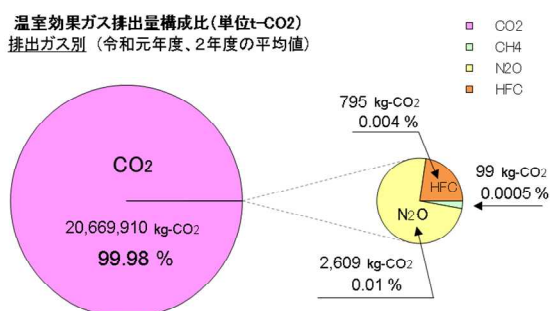
#### 【活動別】

活動別項目	排出量	割合(%)
電力の使用	20,483,878	99.083
燃料の使用	116,569	0.564
ガスの使用	72,171	0.349
車両の保有	795	0.004
合計	20,673,413	100



#### 【排出ガス別】

ガス別項目	排出量	割合(%)
CO <sub>2</sub>	20,669,910	99.98
CH <sub>4</sub>	99	0.0005
N <sub>2</sub> O	2,609	0.01
HFC	795	0.004
合計	20,673,413	100



温室効果ガス総排出量は 20,673,413kg-CO<sub>2</sub> であり、活動別の内訳では、電力の使用に伴い発生するものが 20,483,878kg-CO<sub>2</sub> で全体の 99% を占めています。また、ガスの種類別では、二酸化炭素が 20,669,910kg-CO<sub>2</sub> であり、全体の 99%以上を占めます。電力の使用で発生するとされる温室効果ガスは二酸化炭素ですので、広域連合企業団における最も効果的な温暖化対策は「電力消費量の抑制」と言えます。

## 2 活動別排出要因

### (1) 事業内容及び温室効果ガス発生の要因

広域連合企業団の事業内容及び温室効果ガス発生の要因は次のとおりです。

事業内容	概要	温室効果ガス発生の主な要因
共通事務	本庁舎等での共通事務	電力:照明、空調等 燃料:公用車、自家発等 ガス:空調、給湯等
水道用水供給事業	河川水の浄水、送水	電力:照明、空調、取水、浄水、送水等 燃料:自家発 ガス:給湯等
水道事業	地下水の浄水、送・配水、各家庭への給水	電力:照明、空調、取水、浄水、送水等 燃料:自家発 ガス:給湯等

### (2) 事業量

広域連合企業団では、河川水や地下水を浄水処理し、各ご家庭への給水や千葉県営水道への送水を行っています。これら活動の全てが温室効果ガスの発生要因となることから、給水(送水)先への供給水量(有収水量)を事業量とし算出しています。

供給先別年間給水(送水)量 令和元年度、2年度の平均値

供給先	供給水量(m <sup>3</sup> )
千葉県営水道	19,043,943
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の各ご家庭	32,940,509
合計	51,975,452

## 第3章 削減の目標

### 1 直接排出量の削減

広域連合企業団の事業活動により直接排出する温室効果ガスの削減目標を次のとおりとします。

**令和元年、2年度の平均値から年平均で0.5%、5か年で2.5%削減する**

また、年度ごとの温室効果ガス排出量目標値(CO2換算値)は次のとおりです。

項目	年度別排出量目標値(kg-CO <sub>2</sub> )					
	基準値	R3	R4	R5	R6	R7
温室効果ガス	20,673,413	20,570,046	20,466,679	20,363,312	20,259,945	20,156,578
削減率(基準比)		0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%

なお、年度ごとに進捗管理を行い、必要に応じ適宜見直しを行います。

### 2 間接排出の削減

二酸化炭素吸収源である森林資源の間接的な保全を目的に、広域連合企業団で使用するコピー用紙の削減に努めます。

項目	年度別使用量目標値(kg)					
	基準値	R3	R4	R5	R6	R7
コピー用紙	6,133	6,102	6,072	6,041	6,010	5,980
削減率(基準比)		0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%

また、具体的数値化はされませんが、水道施設の緑地化の推進や水道水源の緑地保全にも努めます。

## 第4章 具体的取組

温室効果ガス排出削減の目標を達成するため、事務及び事業に係る取組を定め実践します。

### 1 直接排出抑制に関する取組

#### (1) 事業活動における取組

項目	取組内容
電力の削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 効率の良い浄水、送水等の運転管理に努める。</li><li>・ 夜間電力を利用し、電力負荷の平準化を行う。</li><li>・ 照明、空調の使用範囲は必要最小限とする。</li><li>・ 空調の温度設定を適正に管理する。</li><li>・ 設備更新時にはエネルギー効率の良い機器、必要能力に見合った機器を導入する。</li><li>・ 施設更新時は採光性、気密性等環境に配慮した設計とする。</li><li>・ 老朽管の更新を推進し、有収率の向上を図る。</li><li>・ 定期的に漏水調査を行う。</li><li>・ 定期的な設備の点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。</li></ul>
燃料の削減 ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自家用発電機の定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。</li><li>・ 自家用発電機の新設・更新の際は、エネルギー効率の良い機器を導入する。</li><li>・ 給湯器の設定温度を適正に管理する。</li></ul>

#### (2) 事務活動における取組

項目	取組内容
電力の削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 照明、空調の使用範囲は必要最小限とする。</li><li>・ 空調の温度設定を適正に管理する。</li><li>・ クールビズ、ウォームビズを推進する。</li><li>・ ブラインドの活用を工夫し、採光及び冷房効率向上に努める。</li><li>・ 庁舎設備、事務用機器の更新時には省エネルギー型機器、必要能力に見合った機器を導入する。</li></ul>

項 目	取 組 内 容
電力の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎設備の定期的な点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。</li> </ul>
燃料の削減 ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用発電機の定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。</li> <li>・自家用発電機の新設・更新の際は、エネルギー効率の良い機器を導入する。</li> <li>・給湯器の設定温度を適正に管理する。</li> <li>・公用車運転時は急発進、急加速、不要なアイドリング等を行わない。</li> <li>・公用車の日常点検、定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。</li> <li>・公用車更新の際は、低燃費車を導入する。</li> </ul>

## 2 間接排出抑制に関する取組

項 目	取 組 内 容
コピー用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷、ページ集約印刷を活用する。</li> <li>・ミスコピー用紙を裏面活用する。</li> <li>・庁内 LAN を活用し、ペーパーレスを推進する。</li> </ul>
緑化の推進 緑地保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化を積極的に推進する。</li> <li>・敷地内の緑地保全・整備を継続する。</li> <li>・水源緑地の整備や管理に係る負担金の支出を継続する。</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ分別の徹底と 3R の推進</li> <li>・事務用品等で詰替、再利用可能なものを優先的に購入する。</li> <li>・エコマーク商品を優先的に購入する。</li> </ul>
浄水過程における 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高濁時の取水制限により、薬品使用量を抑制する。</li> <li>・適正な薬品注入量の管理を行う。</li> <li>・浄水発生土の全量リサイクルを継続する。</li> </ul>
建設事業に係る 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクル法を遵守すると共に、工事業者への指導・監督を行う。</li> <li>・再生資材を優先使用する。</li> <li>・排出ガス対策型建設機械の選定と実施の確認を行う。</li> </ul>



## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

本実行計画の効果的な推進を図るため、広域連合企業団の体制を以下のとおりとします。

名 称	構 成	業 務
統括責任者	事務局長	・ 計画の承認
地球温暖化対策推進検討会 かずさ水道広域連合企業団	事務局 工務1課 調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進検討会議の事務</li> <li>・ 計画案の作成</li> <li>・ 計画の見直しの検討</li> <li>・ 温室効果ガス排出量の集計</li> <li>・ 取組の評価</li> <li>・ 研修の実施、情報の提供</li> <li>・ 職員への啓発活動</li> </ul>
	推進員 推進検討会設置要綱 で定めた者 (各課(室)で選任さ れた者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進検討会議への参加</li> <li>・ 計画案の作成</li> <li>・ 計画の見直しの検討</li> <li>・ 活動量の把握</li> <li>・ 取組状況の把握</li> <li>・ 取組の見直し</li> <li>・ 職員への啓発活動</li> </ul>
	エネルギー管理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進検討会議への参加</li> <li>・ 計画・取組への助言</li> <li>・ 省エネ法に係る助言</li> </ul>
全 職 員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の実施</li> <li>・ 研修の参加</li> </ul>

### 2 点検・見直し

計画の進捗状況を把握するため、取組の実施状況や温室効果ガス排出量について評価を行います。

また、必要に応じ、計画の見直し及び取組へのフォローアップを行います。

### **3 職員の研修**

本計画について職員に周知するとともに、地球温暖化に対する知識や環境問題等に関する研修の実施、外部研修への参加等により職員の環境意識の向上に努めます。

### **4 公表**

本計画及び計画の進捗状況については、ホームページにより公表します。また、計画の見直しを行った際も同様とします。